

## はじめに

### ◎自己紹介

東谷 智（ひがしたにさとし） 日本近世史（藩政、支配、行政）  
長岡藩（越後）、彦根藩（近江）、藤堂藩（伊賀・伊勢）、堅田藩（近江）

### ◎松江藩・松江藩領について

- ・ 2009 年から松江市史編集員－郡・村制（地方支配）を担当
  - ①殿り合い ②村役人（下郡・与頭）の役割 ???
- ・ 松江藩の郡・村制について、他藩と仕組みが違うのでは・・・
- ・ 2013 年刊行の『松江市史』史料編 7 近世Ⅲ  
天明 2 年（1782）の「御用留」を全文収録（秋鹿郡の与頭が作成）
- ・ 他藩の仕組みでは理解できない事柄  
→どういった仕組みかを解明（『市史』本文編）

### ◎本日のお話し

- ①「御用留」から見る郡・村制（他藩と何が違うか）
- ②松江藩の年貢収納体系の転換－「御勝手御任せ」
- ③転換後の郡・村制と改革政治（展望）

## 1. 天明 2 年（1782）の「御用留」から見る郡・村制

### ◎村役人の役割

- ・ 江戸時代の行政の単位は村
- ・ 村役人が中心となって村を運営する
- ・ 村役人は領主と村をつなぐ役割－文書行政  
年貢（賦課・納入）、触・達、願書・・・
- ・ 村役人の元に行政文書が蓄積、管理
- ・ 日々の業務日誌として「御用留」を作成

### ◎藩からの求めに応じた郡・村からの納入

（1）藩士の給分について藩から郡・村役人へ通達（9/17）

両御蔵入御急手之趣、先達而も申遣候得ハ、定而御手配可有之と存候、当月末御家中月渡御手当ニ相成候条、来ル二十三日迄ニ五百俵無間違運送入済候様御手合可被成候、右日限之通り運送無之而ハ、御渡し米之御間欠ニ相成候間、村々より受合書御取置御責立可有之候

- ①蔵へ米を入れる様に指示（「御急手」－大急ぎ）
- ②9月末の藩士（「御家中」）の給分（「月渡御手当」）に宛てる米

③ 9/23 までに米がなければ給分が払えない

＊度々出てくる、「折檻」

▲藩士の給分は、徴収した年貢の中から払う

▲年貢の遅れ（未納）は取り立て

▲藩が何に支出するか（費目）は郡・村には関係ない

## （２）飼い葉（藩が飼育する馬の餌）の納入（２月）

覚

一、苧豆 拾四貫目

一、はしり葉 拾貳貫八百目

一、ふこ 九百目

✎

右者御厩御入用飼葉、先達而御割府被為仰付、郡中吟味申付候所右之通ニ御座候、此外所持仕候者無御座与申出候間、不足之分御免被為仰付被下候様奉願候、以上

①与頭から郡奉行へ飼い葉について返答

②調査の結果、郡中にあった量を書き上げる（あるだけ、他にない）

③不足分は「御免」なさって下さい

→指定された量を収めなくとも許される・・・税ではない

＊様々な物納－税ではない

＊藩が必要とするものを郡・村役人が調達

＊収納した年貢の中から必要なものを藩が買うのではない

土木工事に必要な材木・竹や人足など広範囲にわたる－「上納物」

## ◎遅れる決算

### （１）安永 9 年（1780）の皆済状（6/5）

子納村々通皆済、来ル十一日相渡候条、一組下より庄屋壱人充九日ニ罷出候様御申付可有之候、且諸上納物受取手形取揃持参いたし候様御手配可有之候

①代官所から郡・村へ通達

②「子納」（天明 2 年の 2 年前）の決算が行われる

③「諸上納物受取手形」をすべて持参するように

上納物の納入手形と引き合わせて決算

＊通常は単年度決算

＊納入手形で年貢と相殺（先納体制）－帳簿上の処理

＊年貢の収納が行われていない

### ◎松江藩の年貢収納体系

- ・藩の財布がなくなる＝財布を握るのは郡・村
- ・いつから？－宝暦 12 年（1762）の「御勝手御任せ」体制

## 2. 「御勝手御任せ」体制

### ◎比叡山延暦寺の修復

- ・宝暦 10 年（1760）幕府から比叡山の修復普請を命じられる（「御手伝い」）
- ・家老仕置役らが郡・村役人へ通達（12 月）
  - ①財政が厳しいものの、大坂の銀主が御用を引き受けない
  - ②米子の後藤家に仕送り（藩の借金）を仰せ付ける  
→財政規模が小さく仕送りを停止
  - ③十郡の下郡・頭に仕送りを申しつける
  - ④もし引き受けるならば、郡奉行・勝手方・勘定奉行から指示する
- ・下郡・与頭が仕送りを承諾（12 月）  
→宝暦 11 年 1 月 郷方 10 万俵、町方 300 貫文の仕送り高が決定
- \* 下郡・与頭が自己資金で藩財政を補填（藩の借金）
- \* 藩の借金の一部は 6 年賦で返済－明和 4 年（1767）まで

### ◎藩財政の委任と臨時課役

- ・宝暦 12 年 8 月 11 日付の書状（家老から用人宛て）
  - ①仕送りを請け負った郷中の出精を喜ぶ  
→比叡山の普請もあと少し
  - ②借金の増大により宝暦 12 年の財政状況が芳しくない→対応策
  - ③対応策  
ただ今までは御銀才覚のみの御用に候えども、右様これ有り候ては、御勝手御任せの詮相立たず候間、これ以後はいよいよ惣郷中として、御勝手を引き請け候心に相成り、諸事心を付け・・・
    - (a) 仕送り（藩の借金）－郡・村の富裕層から集銀のみが御用
    - (b) 藩財政の資金を、郷中すべての人々に求める体制  
＝「惣郷中へ御支配相頼み」  
\* 「御勝手」は藩財政を意味する
- \* 「御勝手御任せ」＝藩財政の運営そのものを郷中に委任する

### ◎郡・村役人の権限の拡大

- ・「治国譜考証」による「御勝手御任せ」体制
  - ①本来藩の役人が行うべき事柄の多くが郡・村役人の職掌となった
    - (a) 郡・村役人が藩に必要な物資の運送
    - (b) 藩士の給分の渡し方
    - (c) 藩で用いるすべての物資の購入

## ②年貢と上納物

御成稼の裁配も下郡の手を歴ざれば出入りすること能わず

- 年貢（「御成稼」）の使途一郡・村役人に頼らなければならない様子
- ・「治国譜考証」一朝日丹波郷保の事跡について解説

## 3. 「御勝手御任せ」体制のその後

### ◎明和4年（1767）からの立派改革

- ・「欠年」一藩の借金を棒引き
- ・寸志米（希望して藩に御金を抛出）や増免（年貢率のアップ）
- ・五万俵割の実施
  - 郡・村への臨時課税一高割りと面割りで負担
    - \* 面割り一豪農・豪商が負担
    - \* 高割り一年貢負担の方式と同じ
- \* 「御勝手御任せ」体制の維持一年貢負担の枠内
- \* 加えて、藩領内の富裕層からの資金調達一年貢負担の枠外
- \* 藩財政一極度に郡・村（＋富裕層）に寄りかからざるを得ない体制

### ◎天明7年（1787）の「殿り合い」

- ・郡・村財政への関心
  - ①藩主の「御主意」（儉約）を下郡・与頭に伝える
  - ②下郡・与頭は伺い書（「殿り合い」の原案）を郡奉行に提出
  - ③郡奉行は受け取った伺い書を熟覧
    - 一藩領内全体が一つになって取り扱うべき事柄
    - 伺い書を受理して御用所へ上申
  - ④松江藩領全体（「十郡」）で「殿り合い」が実施
    - 下郡・与頭の原案（具体的な実施内容）が採用（ボトムアップ）
- \* あらゆるレベルでの「殿り合い」が展開

### ◎「殿り合い」政策の背景

- ・立派改革の負担増 年貢増徴、新たな課税
  - 豪農層への負担転嫁
- ・天明3年（1783） 豪農に対する打ちこわしや藩に対する強訴  
凶作時における郡・村の不満の高まり
- ・郡・村支配のあり方について軌道修正一「殿り合い」
- \* 郡・村の負担増加策から支出軽減策へと政策転換

## おわりに

### ◎「殿り合い」のその後

- ・文化12年(1815) 仁多郡での「殿り合い」
  - ①郡・村での借用高が増大→郡・村財政を運営が困難に  
＝藩財政の機能不全に直結
  - ②藩主導で「殿り合い」を作成＝トップダウン
- ＊郡・村へ任せきりにすることの問題点を藩が認識
- ・文化14年の「殿り合い」
  - ①村内における「殿り合い」の実施状況を郡奉行所へ報告（月1）  
博奕を行う者や絹布を着用する者  
大勢で集まって不当の示し合わせを行う者  
新たな家屋の建築（家主と新家屋へ移った日付、家主の持ち高）
  - ②天保年間に「殿り合い」の実施状況報告の強化  
博奕や絹布着用の報告は、月一回から見つけ次第へ
- ＊郡・村の支出削減策を導入しつつ、次第に郡・村政へ藩が介入

【表】宝暦10年以降の臨時課役

|             | 高割り | 面割り    | 合計   | 理由              |
|-------------|-----|--------|------|-----------------|
| 宝暦10年(1760) |     |        | 8万俵  | 比叡山の普請、借金       |
| 宝暦12年(1762) | 6万俵 | 4万俵    | 10万俵 | 借金              |
| 明和5年(1768)  | 2万俵 | 3万俵    | 5万俵  | 江戸城西の丸お手伝い普請    |
| 安永8年(1779)  | 2万俵 | 3万俵    | 5万俵  | 日光東照宮のお手伝い普請    |
| 天明7年(1787)  | 2万俵 | 3万俵    | 5万俵  | 関東筋の河川のお手伝い普請   |
| 寛政6年(1794)  | 2万俵 | 3万俵    | 5万俵  | 関東筋の河川のお手伝い普請   |
| 文化3年(1806)  |     | 1万3千俵  |      | 出雲大社造営          |
| 文化11年(1814) |     | 10840俵 |      | 日光本坊薬師院造営お手伝い   |
| 文政4年(1821)  |     | 10880俵 | 5万俵  | 関東筋の川御用         |
| 文政13年(1830) |     | 11350俵 | 5万俵  | 関東川筋普請          |
| 嘉永4年(1851)  |     | 11050俵 | 5万俵  | 公役 ＊実際の賦課は2.5万俵 |
| 安政2年(1855)  |     | 11000俵 | 5万俵  | 武州本牧警衛          |
| 安政3年(1856)  |     | 10670俵 | 5万俵  | 禁裏御所造営          |
| 文久3年(1863)  |     | 10320俵 | 5万俵  | 京都二条城警衛         |
| 元治2年(1865)  |     |        |      | 寸志              |

注1.「五万俵割中面以上之人別留」(『新修島根県史』史料編2)より作成した。

注2.「面割り」のうち、寛政6年までは賦課された総高、文化3年以降は100俵以上を負担した人物の合計高である。